

**「福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業」業務
委託事業者選定要領**

1 趣旨

この要領は「福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業」業務に係る提案企画の審査及び委託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び委託事業者の選定は、「福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業」業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は別紙「審査基準書」のとおりとする。

4 評価方法

- （１）委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、「３ 評価項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- （２）事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	５点満点	１０点満点
極めて優れている	５	１０
優れている	４	８
普通である	３	６
不十分	２	４
極めて不十分	１	２

5 選定

- （１）企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「４ 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が２４０点以上（※１）であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
- ※１ 委員４名×（１００点満点×０．６）＝２４０点
- （２）上記（１）の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により１者を委託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- （３）提案事業者が１者のみであった場合は、委員得点の合計が２４０点以上であることをもって、当該１者を委託事業候補者とする。
- （４）県は、委託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。